

手続保障上の違法(憲法 31 条違反)につき、医師の不法行為責任を明記した準備書面(裁判文書)です。
要点は、本人に開示も説明も反論の機会も与えない第三者よりの報告を診断材料として即日の医療保護入院(強制入院:閉鎖病棟への軟禁)を決定することは、人身の自由を剥奪するにあたり憲法 31 条が適正手続として要求する、告知、弁解及び防御の機会を与えない違法な医療行為だという主張です。

平成 21 年(ワ)第 11635 号 損害賠償等(医)請求事件

原告 戸崎 貴裕

被告 宮内 茂

準備書面(6)

東京地方裁判所民事第 35 部合 A1 係 御中

平成 21 年 11 月 4 日

原告 戸崎 貴裕 印

目次

- 第 1 本準備書面について
- 第 2 憲法第 31 条違反
- 第 3 被告宮内の主張の矛盾点と同人の義務違反
- 第 4 証拠申出(被告宮内に対する尋問)採用の必要性
- 第 5 関連事件 1 判決について

本文

第 1 本準備書面について

- 1 本準備書面では、平成 21 年 8 月 31 日付準備書面(4)で述べた手続保障上の違法につき、被告宮内の義務違反に係る部分を明らかにし、被告宮内の不法行為をいう法的根拠を示す。
- 2 また、被告宮内に対する尋問の必要性についても主張する。

第 2 憲法第 31 条違反

- 1 はじめに、関連事件 1 判決に対する再審訴状(甲 49)では、原告が平成 21 年 8 月 31 日付準備書面(4)で述べた手続保障上の違法につき具体的な条文を示して述べているので、本件においても同内容を主張し、事案全体として本件入院の違法をいう法的根拠とする。
- 2 以下、同手続保障上の違法につき、被告宮内の義務違反に係る部分

を指摘し、被告宮内による本件診断及び本件入院の必要性の判断が、憲法第31条に違反する不法行為である旨主張する。

3 人身の自由の剥奪を伴う強制的な入院措置に対し、憲法31条の要求する適正手続の保障が刑事手続と同様に適用されるべきであることは学説においてほぼ異論が無く、よって、医療保護入院措置決定にあっても、同適正手続としての、告知、弁解及び防御の機会が保障されるべきである。

4 被告宮内は既に、本件診断及び本件入院（医療保護入院）の必要性の判断にあたり、本件報告書等の診断材料につき、原告に対して開示も説明もしなかったと自白している。

5 そうすると、本件診断及び医療保護入必要性の判断は、人身の自由の剥奪にあたって憲法31条の要求する、告知、弁解及び防御の機会の保障なく行われており、よって憲法31条に違反する。

6 これについて被告宮内は、原告の、被告宮内には本件報告書等の診断材料を原告に対し開示し所見を説明する義務及び原告に対し同診断材料について内容の確認や不服申し立ての機会を与える義務があったとした主張に対し、平成21年10月15日付準備書面(3)（以下「被告準備書面3」という。）において、「精神科の入院診察の場面では、紹介書（診療情報提供書）等を直接患者に開示することは、患者の症状に悪影響を与える可能性が大きいので行われていない」などと述べる。

7 上記6の被告宮内による主張は、被告宮内の考える、精神医療における医療慣行をいうものであるところ、法的判断と当事者である医師のいう医療慣行とについては、最高裁判所が、「注意義務の存否は、もともと法的判断によって決定されるべき事項であって、仮に所論のような慣行が行われていたとしても、それは唯だ過失の軽重及びその度合を判定するについて参酌されるべき事項であるにとどまり、そのことの

故に直ちに注意義務が否定されるべきいわれはない」(最高裁昭和 31 年(オ)第 1065 号昭和 36 年 2 月 16 日第一小法廷判決)と判示している。

8 そうすると、仮に被告宮内のいう医療慣行があるとしても、それは同人の義務違反を直ちに否定できるものではなく、そもそも、開示も説明もしない診断材料について病識がないから入院させたなどという理屈が通るのであれば、医療保護入院の濫用に対して法は無力である。

9 そして、本書面で別途述べるとおり、被告宮内が原告に対し診断材料について告知、弁解及び防御の機会の与えなかったことが診断材料に多大な偏りを与えていること、すなわち、被告宮内自らが診断材料の制限を行ったに等しいこと、被告宮内が本件拉致を知りえていたことに疑いの余地が無いこと、さらに、既に音声記録や診断書等により示しているとおりに、本件入院中担当医であった川原医師が、原告の話や状態を総合的に判断し、結局被害妄想かどうか精神科の疾病症状かどうか不明であるから診断を白紙に戻すとしてその旨診断書を交付していることや、川原医師の同判断に符合する数々の証拠が存すること等の事情に照らせば、被告宮内の義務違反と損害との因果関係は明らかである。

10 尚、被告宮内は、本件診断時の診察記録とされる書証(乙 A2・15 頁)からの引用を示し、本件診断時に原告が「紹介書・本件報告書の内容と概ね符合したことを述べている」から「殊更原告に開示して所見を説明する必要もなかった」(被告準備書面 3)などとも述べるが、原告に対し隠され続けた本件報告書等の診断材料にある、「見えない組織に狙われている」だの「毒が入っているとって食事をとらなくなる」だのと一見して異常な状態の記載と概ね符合する内容など同診察記録(乙 A2・15 頁)にないし、本書面第 3 で述べるとおり、同診察記録が本件経緯に照らして不自然極まりない診察記録であって偽造書証であ

ることに疑いの余地の無いことや、被告宮内の義務違反により診断材料として考慮されるべきであったにもかかわらず考慮されなかった数多くの材料が存在することに鑑みれば（診断材料の偏重）、被告宮内による同主張は失当である。

第3 被告宮内の主張の矛盾点と同人の義務違反

- 1 被告宮内は、これまでに、本件拉致について知らなかったと主張し、また、本件報告書が原告に対する連絡も確認もなしに作成された経緯、原告の訴えていた犯罪等を示す数多くの映像音声等記録の存在、その他当時の原告の状態を示す記録等（以下別途示す。）について知らなかった旨主張する一方で、原告に対する診察は行ったと主張している。
- 2 仮に被告宮内による診察が行われたとすれば、甲6に示したとおり、原告の服装は就寝時のままであり、本件拉致時に羽交い絞めにされて引き摺られた結果飛び散った血痕の付着している服装であり、かつ原告が出血している状態で行われたことになる。このことは、当日の診療録に怪我の治療を行ったと記載のあることから明らかである。
- 3 また、診療録に、原告が拉致されて連れてこられたと述べた旨の記載のあることは関連事件1でも認められている事実であり、仮に診察が行われていれば、原告は、なによりも先に、突然住居に押し入れられ拉致されて連れてこられたのであって診察を受ける気もないし、そのまま自宅に帰らせてほしい旨伝えていたことが当然考えられる。
- 4 さらにいえば、当日の長谷川病院内では、本件拉致を行った敷島警備保障有限会社の4人が、常に原告の周囲を固めていた状況があった。そうでなければ原告は当然そのまま自宅に帰っている。
- 5 そうすると、仮に被告宮内による診察があったとすれば、被告宮内は、原告の服装や飛び散った血痕についてなんら触れないまま、原告の周囲を固めている4人について全く触れないまま、どのようにして

原告が長谷川病院に連れてこられたかについていっさい考えを巡らせないまま、また、原告が本件拉致について全く触れないまま、診察記録とされる書証（乙 A2・15 頁）にある会話のみが行われたという、本件経緯からして極めて考えにくい不自然な診察がなされたことになる。

6 また、仮に診察記録とされる書面にあるような内容を原告が被告宮内に対し話したとすれば、原告は同時に、当時原告の訴えていた犯罪行為等を示す多数の映像音声等記録の存在について説明し（甲 21 で示す計 67 ファイル。証拠説明書(3)全文。）、医療で解決すべき問題ではないことを訴えたことが当然考えられるし、このことは、甲 8 及び 9 に示した川原医師との会話からも明らかであって、被告宮内が同映像音声等記録の存在について知らなかったという事態は起こりえない。

7 さらに、仮に診察があったのであれば、これも映像音声記録等を提出しているとおり、原告が当時訴えていた犯罪行為等について警視庁等に相談中であり原告の説明を聞いた警視庁の警察官も「誰かがやったのは間違いないですね」「病気だとは思わない」等と話した事実（甲 31 及び 32）、本件拉致前日すなわち本件診断及び本件入院措置実施の前日に、原告が以前交際していた女性とドライブ、映画鑑賞及び食事に出かけていた事実（甲 19 及び 44）、「食事をとらない」などという本件報告書内容に反して原告の体重に変動などない事実（甲 46）、訴外鹿又との通信記録（甲 25～27）等、本件報告書内容等の診断材料と反対の事実を示す診断材料として当然考慮すべきであった事実について、被告宮内が知らなかったなどという事態も起こりえない。

8 このように、診断材料として考慮されるべきであったにもかかわらず考慮されなかった数々の材料の存在（診断材料の偏重）が、本書面第 2 で述べた憲法 31 条違反、すなわち、原告に対し、告知、弁解及び防御の機会を保障せずに、被告宮内自らが診断材料を制限した義務違

反に起因することは明白である。

- 9 そして、上記数々の矛盾点から、被告宮内の本件拉致について知らなかったなどという主張が虚偽であること、及び、被告宮内による診察などなかったことは容易に判断できるから、被告宮内が診察記録と主張する書証（乙 A2・15 頁）は捏造証拠であり、診察を行ったとする同人の主張や陳述の虚偽であることが明らかである。

第4 証拠申出（被告宮内に対する尋問）採用の必要性

- 1 裁判所は、第4回口頭弁論期日（平成21年10月21日）において、原告に対し、被告宮内に対する尋問を採用したところで、被告宮内は同人の陳述書（平成21年10月21日付陳述書。乙 A4。）にある以外の答えをしないであろうし、被告宮内が本件診断や本件入院の必要性の判断を行った時点で知らなかったとする情報については義務違反として主張して法的判断を仰げばよいのであるから、同尋問は必要ないのではないかという旨の訴訟指揮に関する話をした。
- 2 これを考慮したうえで、原告は、以下の通り、被告宮内に対する尋問の必要性を主張する。
- 3 本件においては、被告宮内による本件診断及び本件入院の必要性の判断、すなわち、原告の訴えていた犯罪行為等が精神科の疾病症状としての被害妄想であり即日 to 人身の自由を剥奪した上での入院が必要であるとした被告宮内の判断がはたして正しいものであったかが争点の1つとなるべきであり、このことは、映像音声記録等の存する犯罪行為等の訴えが被害妄想として処理され不当な病歴及び入院歴が付されたとする損害との関係においても明らかである。
- 4 そうすると、被告宮内が、原告に対して、人身の自由の剥奪に際して法令の要求する告知、弁解及び防御の機会を保障していれば考慮できたにもかかわらず考慮しなかった判断材料、すなわち、被告宮内

本件診断時に知らなかったと主張する判断材料であり、かつ、本件報告書等の診断材料と反対の事実を示す判断材料、例えば、訴外迷惑行為等を示す映像音声等記録等や、当時の原告の状態を示す数々の記録を総合的に考慮した上で、被告宮内が、即日 to 人身の自由を剥奪した上で入院治療を要するとした精神科の疾病症状（被害妄想）の存在を合理的に説明できるかどうかテストすることは、主要事実の立証方法となるのであるから、原告の立証活動として認められるべきである。

5 また、原告が、本件入院中に担当医であった川原医師から、被告宮内の診断で入院させていたとしながらも、入院当初より被害妄想かどうか精神科の疾病症状かどうかわからないから診断を白紙にするという話を引き出してその旨診断書を交付させた実績からすれば、書面のやりとりではなく、尋問という方法で、即時性をもって口頭で被告宮内に対する追及を行えば、本件診断の不当性の証明のできる可能性の高いことが容易に判断できるし、仮に被告宮内が何も答えなくとも、本件診断の不当性や被告宮内の義務違反、すなわち本件入院の違法性を示唆すべき証拠となる。

6 本件診断にあたり、原告には、憲法 31 条の要求する告知、弁解及び防御の機会が与えられなかったのであるから、本来考慮されるべきであった材料を示した上で損害の直接原因である医師の判断をテストする機会が原告に与えられるべきであり、同機会を与えずに判決に及ぶことは相当ではないと思料する。

第5 関連事件 1 判決について

1 被告宮内は、その主張において関連事件 1 判決を多々援用するが、関連事件 1 判決に対する再審の訴えが御庁にて係属中であるから（甲 49）、同援用による主張は直ちに採用されるべきではない。

以 上